

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第 23 条の 6 の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

岩手県知事 様  
岩手県指定事務所登録機関  
（一社）岩手県建築士事務所協会会長 様

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 岩手県知事登録 第 （ ） 号  
所在地  
電話 （ ） 番  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称  
.....印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。



(第三面)

所 属 建 築 士 名 簿

氏 名	一 級 建 築 士、二級建 築士又は木 造建築士の 別及び管理 建築士であ る場合にあ っては、そ の旨	登録番号	登録を受 けた都道 府 県 名 (二級建 築士又は 木造建築 士 の 場 合)	建築士法第 22条の2第 1号から第 3号までに 定める講習 のうち直近 のものを受 けた年月日	構造設計 一級建築 士又は設 備設計一 級建築士 である場 合にあっ ては、そ の旨	構造設計 一級建築 士証又は 設備設計 一級建築 士証の交 付番号	建築士法第 22条の2第 4号及び第 5号に定め る講習のう ちそれぞれ 直近のもの を受けた年 月日
計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名	



